

平成 21 年大阪府告示第 570 号 2 (1) ウに掲げる経営規模等評価の
申請及び総合評定値の請求に係る知事が審査に必要と認める書類

平成 21 年 4 月 13 日 建振 第 1099 号
最終改正 令和 5 年 3 月 31 日 建振 第 1995 号

平成 21 年大阪府告示第 570 号（以下「告示」という。）2 (1) ウに掲げる経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る知事が審査に必要と認める書類については、次のとおりとする。

1 提出を必要とする書類

提出を必要とする書類は、次のとおりとする。

ただし、(5)、(6) 及び (22) に掲げる書類にあつては、審査対象事業年度の前審査対象事業年度（以下「前期」という。）に経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求（以下「申請」という。）をしていない場合及び前期の申請内容から変更があった場合に限り、提出が必要なものとする。なお、平成 23 年 4 月以降に最初に行う申請については、前期に申請をしていない場合として取り扱う。

- (1) 経営規模等評価の申請書・総合評定値請求書の表紙（別記様式第 1 号）
- (2) 国土交通省通知「経営事項審査の事務取扱いについて」平成 20 年 1 月 31 日国総建第 269 号（以下「通知」という。）I・1（1）ニからへにより完成工事高及び元請完成工事高を振り替えたことが確認できる工事種類別完成工事高付表（通知別記様式第 1 号）
- (3) 技術職員名簿（規則様式第 25 号の 14 別紙 2）に記載した者のうち、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項第 2 号に規定する継続雇用制度の適用を受けている者に係る継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（通知別記様式第 3 号）
- (4) 技術職員名簿に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号に規定する継続雇用制度の適用を受けている者を記載した場合で、かつ、常時 10 人以上の労働者を使用する企業の場合、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し
- (5) 技術職員名簿に記載されている職員のうち、次に掲げる者の有する国家資格等を確認する書類の写し
 - ア 基幹技能者にあつては、有効期間内の登録基幹技能者講習修了証
 - イ 大臣認定の者にあつては、有効期間内の大臣認定書
 - ウ 専任技術者以外の者で指定学科卒の者にあつては、卒業証書又は卒業証明書
 - エ 専任技術者で当該専任技術者の要件となる国家資格等以外の国家資格等を有する職員にあつては、当該資格等を証する書類
 - オ 監理技術者講習受講者にあつては、有効期間内の監理技術者資格者証及び講習修了証
 - カ 国家資格者等で令和 2 年 4 月 1 日以降に新たな資格を取得した者若しくは新たに技術職員として追加した者にあつては、当該資格等を証する書類
- (6) 技術職員名簿に記載されている職員のうち、有資格区分コード「002」及び「099」（建設省通知「営業所専任技術者の実務経験要件の緩和について」平成 11 年 5 月 26 日経建発第 137 号の四に掲げる場合に限る。）に該当する者に係る技術職員実務経験申立書（別記様式第 2 号）
- (7) 技術職員名簿に記載されている職員の審査基準日以前 6 か月を超える恒常的雇用関係及

び常時雇用（法人の役員及び個人の事業主を含む）を確認できる書類であって、次に掲げるア及びイからオのいずれかの書類の写し

ア 法人にあつては、法人税確定申告書のうち「役員報酬手当等及び人件費の内訳」及び「決算報告書のうち一般管理費及び工事等原価報告書（報酬・給与・賃金額がわかるもの）」、個人事業者にあつては、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書（専従者給与額及び給料賃金額がわかるもの）、並びに事業主の国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証及び直近の住民税課税証明書（事業主を技術職員名簿に記載した場合に限る）

イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険被保険者証（事業所名の記載のあるもの。事業所名の記載のない場合は、併せて健康保険組合理事長などによる事業所名の記載のある資格証明書。申請日までに退職した技術職員は、健康保険被保険者証に代えて健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届）並びに所得税源泉徴収簿等

ウ 船員保険適用被保険者にあつては、船員保険被保険者証及び所得税源泉徴収簿等

エ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人交付分）及び所得税源泉徴収簿等

オ 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）及び所得税源泉徴収簿等

(8) (7) に掲げる者で、次に掲げる場合、当該恒常的雇用関係及び常時雇用を確認できる次の書類の写し

ア 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の対象外で住民税の特別徴収ができない者の場合、次に掲げる全ての書類の写し

(ア) 該当者の所得税源泉徴収簿等

(イ) 該当者の住民税課税証明書

イ 役員報酬額が一定の目安額（月額 10 万円）より低額の場合、該当者の直近の住民税課税証明書

ウ 出向社員の場合、出向協定書、出向辞令等及び出向元での（7）に掲げる書類（審査基準日の 6 か月超前からの出向が確認できるもの）

(9) 技術職員名簿（規則様式第 25 号の 14 別紙 2）に記載されている若年技術職員（審査基準日時点満 35 歳未満）の生年月日を確認できる、官公庁又は公的機関・団体が発行した書類の写し

(10) 工事経歴書（規則別記様式第 2 号）に記載されている建設工事のうち上位 3 件分に係る建設工事請負契約書、注文書又は請書の写し、そのうち契約後 V E に係る工事にあつては、契約後 V E 縮減額証明書の写し又は当該工事の減額契約書及び技術提案料金に係る支払明細書の写し

(11) C P D 単位を取得した技術者名簿（通知別記様式第 4 号）

(12) 技術職員名簿に記載した技術職員で C P D 単位を取得した者及び C P D 単位を取得した技術者名簿に記載した技術者に関する以下の書類

ア 取得した C P D 単位を証する受講等証明書

イ C P D 単位を取得した技術者名簿記載の技術者の（5）又は（6）に掲げる書類

ウ C P D 単位を取得した技術者名簿記載の技術者の（7）に掲げる書類

(13) 技能者名簿（通知別記様式第 5 号）

(14) 技能者名簿に記載した技能者に関する以下の書類

ア 審査基準日以前三年以内に行われた工事に関する施工体制台帳等のうち作業員名簿（建設工事従事者に関する事項）の写し

- イ 能力評価（レベル判定）結果通知書、又は、基準適合事業主認定通知書の写し
- ウ イのある技能者の（7）に掲げる書類
- (15) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく基準適合事業主認定通知書の写し又は基準適合一般事業主認定通知書
- (16) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく基準適合事業主認定通知書の写し又は基準適合一般事業主認定通知書
- (17) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく基準適合事業主認定通知書の写し又は基準適合一般事業主認定通知書
- (18) 民事再生法又は会社更生法に基づく申立てに係る再生又は更生手続開始の決定、及び、再生又は更生手続終結の決定を証する書類の写し
- (19) 監査の受審状況を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類
 - ア 会計監査人設置会社は、監査証明書の写し
 - イ 会計参与設置会社は、会計参与報告書の写し
 - ウ 経理処理の適正を確認した旨の書類（原本）（通知別記様式第 2 号）
- (20) その他の審査項目（規則別記様式第 25 号の 14 別紙 3）の建設機械の保有状況に計上する建設機械（以下「建設機械」という。）に係る建設機械の保有状況一覧表（別記様式第 3 号）
- (21) 前項に係る審査基準日現在において正常に稼働する建設機械の保有状況が確認できる特定自主検査記録表又は自動車検査証の写し
- (22) 審査基準日現在の建設機械の所有状況又は審査基準日から 1 年 7 か月以上の契約期間を有する建設機械のリース状況が確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類の写し
 - ア 売買契約書又は譲渡契約書
 - イ リース契約書
- (23) (20) に係る建設機械の写真（別記様式第 4 号）
- (24) 審査基準日現在の公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第 9001 号又は第 14001 号の規格による登録されていることを証明する書類及び当該書類に付属する書類の写し（認証範囲に許可を有する建設業の業種が含まれているもの、かつ、認証範囲が一部の営業所等に限られていないもの）及び一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション 21 の認証を受けていることが確認できる認証・登録証（認定・登録証に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限定されているものを除く。）
- (25) 国土交通大臣による外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書写し
- (26) 個人の建設業者が配偶者若しくは 2 親等以内の者又は法人へ建設業の主たる部分を承継する場合、建設業者の合併、建設業者の会社分割、建設業の譲渡、民事再生、会社更生又は特定調停が行われた場合、審査に必要とする書類
- (27) 申請者以外の者が申請書又は添付書類を作成した場合には、申請書又は添付書類の作成に係る委任状（様式第 5 号）の原本

2 提示を必要とする書類

提示を必要とする書類は次のとおりとする。

- (1) 申請日現在に有効な建設業許可通知書又は許可証明書の写し
- (2) 申請日現在に有効な建設業許可申請書副本一式
- (3) 審査対象事業年度及び完成工事高計算基準の区分に応じた年度分に係る決算変更届副本一式
- (4) 直近の建設業許可申請以降に提出した変更届副本一式
- (5) 前期に係る経営規模等評価申請書副本一式及び経営規模等評価結果通知書の写し
- (6) 連結決算を採用している法人にあっては、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度に係る法人税確定申告書別表十六（一）及び（二）、また、必要に応じて、別表十六（五）、（六）及びその他減価償却実施額が確認できる書類の写し
- (7) 完成工事高を確認できる書類であって、次に掲げる全ての書類の写し
 - ア 法人にあっては、審査対象事業年度及び完成工事高計算基準の区分に応じた年度分に係る法人税確定申告書別表一（電子申告により税務署の受付印を得られない場合にあっては、送信される受信通知を含む）及び決算報告書のうち損益計算書、個人事業主にあっては、審査対象事業年度及び完成工事高計算基準の区分に応じた年度分に係る所得税確定申告書第一表（電子申告により税務署の受付印を得られない場合にあっては、送信される受信通知を含む）、第二表及び収支内訳書又は青色申告決算書
 - イ 審査対象事業年度及び完成工事高計算基準の区分に応じた年度分に係る消費税及び地方消費税確定申告書控及び添付書類（税務署の受付印のあるもの。ただし、電子申告により税務署の受付印を得られない場合にあっては、送信される受信通知を含む）
 - ウ 審査対象事業年度及び完成工事高計算基準の区分に応じた年度分に係る消費税及び地方消費税納税証明書（その1・納税額証明書用）（ただし、継続して経営規模等評価の申請をする場合にあっては、審査対象事業年度に係る証明書）
- (8) 審査基準日現在の雇用保険の加入の有無を確認できる書類であって、次に掲げる全ての書類の写し
 - ア 労働保険概算・確定保険料申告書又は納入通知書（審査基準日を含む保険年度のもの）
 - イ アによる申告に係る保険料の納入分の領収書（審査基準日を含む保険年度分全ての領収書）
- (8-2) 雇用保険適用除外の場合、適用除外を確認できる書類であって、次に掲げるア及びイからエのいずれかの書類の写し
 - ア 審査基準日に係る規則別記様式第4号による使用人数
 - イ 個人事業所の従業員が同居親族のみの場合、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書（当該同居親族の氏名が専従者給与欄に記載されているもの）
 - ウ 法人の従業員が役員の同居親族のみの場合、アに記載の全ての者の現住所が確認できる住民票、運転免許証、健康保険証等公的機関が発行した書類
 - エ 従業員の全てが出向社員の場合、出向協定書、出向辞令等及び出向元での（7）に掲げる書類
- (9) 審査基準日現在の健康保険及び厚生年金保険の加入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるア又はイいずれかの書類の写し
 - ア 健康保健・厚生年金保険料納入告知額・納入済額通知書（審査基準月分を納付していることが確認できるもの）
 - イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（常勤の役員及び常勤の従業員全員が確認できるもの）

なお、中途入社した者がある場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（審査基準日以前の資格取得年月日であるもの）、船員保険適用被保険者がある場合は、船員保険被保険者証

- (9-2) 全国建設工事業国民健康保険組合(建設国保)、大阪建設労働組合建設国民健康保険(大建国保)等の建設国保に加入の場合、次に掲げるア～ウいずれかの書類の写し
- ア 事務所名の記載のある建設国保の保険証（技術職員全員分）
 - イ 理事長などが発行する事務所名の記載のある資格証明書（建設国保の保険証に事務所名の記載がない場合のみ）
 - ウ 納入告知書兼領収書
- (9-3) 建設国保及び大建国保に未加入で健康保険及び厚生年金保険適用除外の場合、適用除外を確認できる書類であって、次に掲げるア及びイ若しくはウいずれかの書類の写し
- ア 審査基準日に係る規則別記様式第4号による使用人数
 - イ 個人事業所の従業員が4名以下の場合、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書（当該従業員の氏名が専従者給与欄又は給料賃金欄に記載されているもの）
 - ウ 従業員の全てが出向社員の場合、出向協定書、出向辞令等及び出向元での（13）に掲げる書類
- (10) 審査基準日現在の建設業退職金共済事業加入が確認できる建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）の写し
- (11) 審査基準日現在の企業年金制度又は退職一時金制度導入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類の写し
- ア 中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面
 - イ 退職金制度に係る労働協約又は自社退職金制度の規定がある就業規則（10人以上の労働者を使用している場合にあつては、労働基準監督署の届出印があるもの。退職金規定が就業規則と別冊である場合にあつては、当該退職金規定及び就業規則）
 - ウ 厚生年金基金への加入を証明する書面又は納付が確認できる領収書（申請者名が記載され、審査基準月分を納付していることが確認できるもの）
 - エ 確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面
 - オ 確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する基金型企業年金及び規約型企业年金）の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面
 - キ 資産管理運用機関との間の確定給付企業年金に関する契約書
- (12) 審査基準日現在の法定外労働災害補償制度の加入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類（業務災害及び通勤災害のいずれも対象であること、職員及び下請負人の全てが対象であること、死亡及び障害等級第1級から第7級までが対象であること、全ての工事現場を補償していることを証しているものに限る。）の写し
- ア （公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会（旧：全国中小企業共済協同組合連合会）又は（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面
 - イ 労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は上記の適用要件が確認できる保険会社又は中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の発行する加入証明書。当該保険証券等の他、政府の労働災害補償保険に加入し、審査基準日までの保険料を納付済みであることを証する書面の写し。
- (13) 防災活動への貢献状況を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類の写し（いずれも審査基準日時点で有効なもの）

- ア 申請者と国、特殊法人、地方公共団体等との間に防災活動に関する協定を締結している場合は、防災協定書
 - イ 申請者の加入している社団法人等の団体が国、特殊法人、地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、防災協定書、活動計画書等防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類及び当該団体への加入証明書
- (14) 監査の受審状況を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類
- ア 会計監査人設置会社及び会計参与設置会社は、履歴事項全部証明書
 - イ 申請者の事務所に在住・在籍している建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者及び登録経理試験（規則様式第 25 号の 7 の 2）に合格した者の資格証、合格証等、研修・講習修了証の写し、これらの者の審査基準日現在の常時雇用を確認できる書類
- (15) 研究開発費の額を確認できる書類であって、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社にあつては有価証券報告書の写し
- (16) 個人の建設業者が配偶者若しくは 2 親等以内の者又は法人へ建設業の主たる部分を承継する場合、建設業者の合併、建設業者の会社分割、建設業の譲渡、民事再生、会社更生又は特定調停が行われた場合、審査に必要とする書類

附 則（平成 21 年 4 月 13 日 建振第 1099 号）

この規定は、平成 21 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日 建振第 1099-2 号）

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 18 日 建振第 3279 号）

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日 建振第 3279-2 号）

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 1 日 建振第 1945 号）

この規定は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日 建振第 3494 号）

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 5 日 建振第 1676 号）

この規定は、平成 26 年 8 月 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 建振第 1995 号）

この規定は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。